

## 岩手沿岸南部広域環境組合職員の地域手当に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日 規 則 第 2 5 号
---------------------------------

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 10 号)に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の地域手当の支給の範囲、額、その他支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(地域手当の支給)

**第 2 条** 職員の地域手当については、地域手当に関する規則(平成 7 年釜石市規則第 41 号)の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。